

様式第1号（第4条関係）

審議会等設置状況

（令和5年2月21日現在）

審議会等の名称	伊万里市健康づくり推進連絡協議会
設置の根拠	伊万里市健康づくり推進連絡協議会設置要綱
設置の目的	生涯健康の確保及び健康づくりの推進を図るため
設置年月日	平成16年5月1日
委員数	16人
委員の任期	2年（令和5年2月1日～令和7年1月31日）
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	健康福祉部健康づくり課健康推進係 （電話番号0955-22-3916）

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏名	所属
市丸 利幸	伊万里商工会議所
尾形 洋一郎	伊万里市社会福祉協議会
梶原 貴英	伊万里市教育委員会
川久保 正子	伊万里市老人クラブ連合会
川原 善行	伊万里市区長会連合会
木寺 克郎	伊万里市
黒川 茂美	伊万里市農業協同組合
小松 伸幸	伊万里市民生委員児童委員協議会
高木 祐介	伊万里保健福祉事務所
高峯 優貴	伊万里市保育会
仲尾 弘子	いまり女性ネットワーク
○ 福田 浩司	伊万里・有田地区歯科医師会
福田 貴裕	伊万里労働基準監督署
◎ 水上 忠弘	伊万里・有田地区医師会
宮本 昌典	伊万里有田薬剤師会
吉岡 茂子	伊万里市食生活改善推進協議会

伊万里市健康づくり推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯健康の確保及び健康づくりの推進を図るため、伊万里市健康づくり推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するとともに、その推進に協力するものとする。

- (1) 健康診断事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康づくり推進事業のための調査及び研究に関すること。
- (3) 健康づくりに係る資料の作成及び広報に関すること。
- (4) その他健康づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体から選出された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 健康づくり推進部会

(2) 健康長寿推進プロジェクト検討部会

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員の任期のうち役職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、その役職の在任期間とする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び部会の部会員は、諸会議、事業の実施及び調査等で知り得た個人の秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、健康づくり課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

2 伊万里市健康診断事業推進連絡会議設置要綱、母子保健連絡協議会及び母子保健研究会設置要綱及び伊万里市歯科保健推進協議会及び専門部会設置要綱は、廃止する。

附 則 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年1月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

伊万里・有田地区医師会
伊万里・有田地区歯科医師会
伊万里有田薬剤師会
伊万里労働基準監督署
伊万里市区長会連合会
伊万里市食生活改善推進協議会
伊万里市老人クラブ連合会
伊万里市民生委員児童委員協議会
伊万里商工会議所
伊万里市保育会
伊万里市社会福祉協議会
伊万里市農業協同組合
いまり女性ネットワーク
伊万里保健福祉事務所
伊万里市
伊万里市教育委員会